

4 経営安心借換資金

(1) 融資条件等

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている中小企業又は組合のうち、既往借入金の借換えを行う者で、以下のいずれかの認定等を受けたもの。 ①セーフティネット保証5号 ②最近1か月間の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月の同指標と比較して5%以上減少しているもの ③最近1か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算の同指標と比較して5%以上減少しているもの ④直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期の同指標と比較して5%以上減少しているもの
資金使途	経営改善等に必要な借換資金
保証限度額	2億8,000万円
融資期間	15年以内（うち据置期間5年以内）
融資利率	特別利率F（7年まで年1.6% 10年まで年1.8% 15年まで年2.2%）
保証料率	保証料率E（年0.65%以内）
返済方法	原則として毎月均等返済
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。担保については、必要に応じて徴求する。
申込み窓口	指定金融機関
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、西日本シティ銀行、肥後銀行、筑邦銀行、北九州銀行、宮崎太陽銀行、横浜幸銀信用組合、愛媛銀行、伊予銀行
備考	・融資対象者②③④については「売上高減少要件確認書」、「売上高総利益率減少要件確認書」又は「売上高営業利益率減少要件確認書」の作成が必要

(2) 融資の流れ

